

# 鳥取縣公報

條

例

### ◇鳥取縣條例第十号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第八條別表水利地益稅の項中「四円」を「二円四十錢」に「二円」を「二円二十錢」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年分から適用する。

昭和二十五年分限り第八條別表中地租及び家屋稅の賦課率については「百分の二百五十」を「百分の

昭和二十五年三月三十一日 金 曜 日  
外

本書はキヤハ國定規格A五判

三百」と事業稅については「百分の七、五」を「百分の九、〇」「百分の五、〇」を「百分の六、〇」と特別所得稅については「百分の四、〇」を「百分の四、八」「百分の五、〇」を「百分の六、〇」と読みかえるものとする。

### ◇鳥取縣條例第十一号

鳥取縣縣民稅臨時增徵條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民稅臨時增徵條例

縣民稅の賦課總額は鳥取縣縣民稅賦課徵收條例第四條第一項の規定にかゝらず八百四十円に地方稅法第四十七條に定める納稅義務者數を乗じた額とする。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年分に限  
り適用する。

◇鳥取縣條例第十二号

昭和十九年四月鳥取縣條例第二号鳥取縣稅目的稅都市計  
画稅賦課率條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅目的稅都市計画稅賦課率條例中改正條例

第一條中「三錢一厂」を「一錢三厂」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年分から  
適用する。

◇鳥取縣條例第十三号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收  
條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第五十三條第一項中「一万分の二十」を「一万分の八」  
に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第十四號

鳥取縣稅納期限變更條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅納期限變更條例

昭和二十五年度に限り昭和二十二年七月鳥取縣條例第  
二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の規定にかゝらず地租  
家屋稅、船舶稅、軌道稅、電話稅、電柱稅、漁業權稅  
ミシン稅、庭園稅及び水利地益稅の納期は六月二十日  
から同月三十日までとする。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第十八号

鳥取縣木炭檢査條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(趣旨)

第一條 知事は、木炭の品質の改善、生産の合理化、取  
引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため  
この條例の定めるところによつて木炭の檢査を行う。

(定義)

第二條 この條例において「木炭」とは、木材質を炭化  
したものをいふ。「木炭規格規程」とは知事の指定する  
「木炭規格規程」をいふ。「規格証票」とは、知事の  
指定する「規格証票」(以下証票という。)をいう。

(受檢の義務)

第三條 本縣内において生産した木炭は、次に掲げる場

合を除くほか、この條例の定めるところによつて檢査

を受けなければこれを讓渡(讓渡の委託を含む以下同  
じ。)し生産市町村外に搬出し又は、使用若しくは消  
費することができない。但し、国の機關が証票を附し  
た木炭は、この限りでない。

一、木炭の生産者がみずから生産した木炭を家庭用、  
養蚕用、製茶用、煙草乾燥用、椎茸乾燥用若しくは  
糶乾燥用として使用又は消費する場合

二、地勢又はその他特別の事由により木炭をその生産  
市町村外において檢査を受けるため知事の許可を受  
けて搬出する場合

三、試験研究用に供し又は品評会、共進会、博覽会等  
に出品するため知事の許可を受けた場合

2、前項の規定によつて檢査を受けた木炭であつても次  
の各号の一に該当するものは、檢査を受けないものと  
みなす。

一、証票の脫落したもの又はこれを附け替えたもの。  
二、証票の明かでないもの又はこれを偽造し若しくは

変造したもの

- 三、正味量目又は品質に著しい異状を生じたもの若しくは包装を改め又は損じたもの
- 三、 縣外から移入した木炭であつても縣外産であることが確認しにくいものは、本縣内で生産したものとみなす。

第四條 木炭の検査は、木炭規格規程に基いて格付し一包装ごとに証票を附する。

2、検査に関する規程は知事が別に定める。

(再検査)

第五條 前條の規定による格付に不服のある者は、知事に申し出ることができ。

2、知事は、前項の規定によつて申出のあつた場合その他必要と認める場合には、関係事項を調査し若しくは再検査をしなければならぬ。

(木炭格付基準査定会)

第六條 知事は、検査技術を練磨しあわせて格付の統一を図るため別に規程を定め木炭格付基準査定会を設けることができる。

ることができる。

(手数料)

第七條 検査を受ける者は、次の手数料を納付しなければならない。但し、第五條第二項の規定によつて再検査を受けた場合は、この限りでない。

- 木炭 十五匁俵 一俵につき 三円
- 二十匁俵 一俵につき 四円

2、手数料は、木炭検査証箋をもつて納付し木炭検査証箋は検査ごとに証票に附した針金を折り返しこれに貼付しなければならない。

3、検査手数料手続に関する規程は、知事が別に定める。

(取締)

第八條 未検査の木炭は、これを販売（販売の委託を含む。）し若しくは購入（購入の委託を含む。）し又はこれを運送し、若しくは運送の取扱をしてはならない。但し第三條第一項第二号の規定による許可を受けて運送する場合並びに第三号の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

(指示、命令)

第九條 知事は、この條例を実施するために必要があると認める場合には、木炭の生産、検査、出荷、譲渡、譲受（譲受の委託を含む。）移動、在荷等に関し規則を設け又は指示し、若しくは命令することができる。

(罰則)

第十條 第三條又は第八條の規定に違反した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第十二條 この條例は、昭和二十三年法律第二百十号指定農林物資検査法（以下法という。）がその効力を失つたときから施行する。

(経過規定)

第十三條 この條例施行の際現に法に基いて検査を受けた木炭は、この條例を適用しなす。

鳥取縣條例第十九号

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣職員定數條例を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定數條例中改正條例

第二條 第一号中吏員「一、三八九人」を「一、四三九人」にその他の職員「一、一八四人」を「一、一八七人」に計「二、五七三八」を「二、六二六八」に改め同條第二号中書記「一六八人」を「一七人」にその他の職員「四人」を「六八」に計「二二一人」を「二四一人」に改め及び同條第六号中吏員相当職員「九人」を「一四八人」にその他の職員「三〇人」を「三一人」に計「四〇人」を「四六八」に改め。

附 則

この條例は昭和二十五年四月一日から施行する。